

2025年度 町田市立南学校 学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」及び、「町田市いじめ防止基本方針（2022年3月改定）」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」及び本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

I いじめ防止等における基本理念

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行う。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

II 学校におけるいじめ防止等に関する取組

1 いじめを「防ぐ」（未然防止）

教職員が、いじめの定義について十分に理解したうえで、児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。

〈具体的な学校の取組〉

（1）人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを子どもたちに理解させる。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

- ・「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用

（2）心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域ぐるみの心の教育を推進する。

道徳の授業では、子どもたちの実態に合わせて、心情を揺さぶる教材や資料を工夫し、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みるようにさせる。

- ・道徳授業地区公開講座の充実
意見交換会テーマ「子どもたちの心の教育と家庭・地域での道徳教育の在り方」
- ・「小中一貫町田っ子カリキュラム（規範教育）」の推進

（３）体験的な活動・コミュニケーション活動の重視

子どもたちが自分と向き合い、他者、社会、自然との関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心などの大切さに気づき、体得できるよう体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。

- ① 職場体験
- ② 福祉体験、ボランティア活動、生徒会活動
「合掌苑訪問」「ユニセフ募金」「ベルマーク運動」
- ③ 特別支援学級生徒が交流学級での学校行事の参加
「体育祭」「合唱コンクール」
- ④ 「校外学習」「スキー教室」
- ⑤ 部活動

２ いじめに「気付く」（早期発見）

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識し、いじめを見逃さずに、組織的に解決する。

〈具体的な学校の取組〉

いじめの早期発見・早期対応のために、心のアンケートを計画的に実施し、いじめを正しく認知できるよう、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識する。子どもたちの小さな変化を察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

また、休み時間等の巡回や見守り活動を通して教職員の間で情報を共有し、保護者や地域住民の方、関係諸機関の担当者とも連携して情報を収集し、対応する。

（１）実態把握

- ① 「心のアンケート」の実施・結果の活用
- ② 「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」
「４ いじめに『気付く』チェックリスト
子どものサイン・変化を見付けましょう」の活用
- ③ 生活指導部会、校内支援委員会の充実、学校サポーターの活用

（２）教育相談

- ① 校内支援委員会による相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり
- ② 三者面談、ふれあいウィーク（二者面談）の実施
- ③ 相談窓口の紹介（「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」
「７ 主な相談窓口・専門機関等」参照）
- ④ 子どもと家庭の支援員の活用

3 いじめから「守る」（早期対応）

「いじめはどの学校でもどの児童・生徒にも起こり得る」との認識の下、学校いじめ対応チームを中心として組織的に対応する。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童・生徒からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全ての案件を学校いじめ対応チームに報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。

〈具体的な学校の取組〉

（１）早期対応・いじめ発見時

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子どもの悩みや苦しみを取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。解決に向けては、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る。

（２）関係諸機関との連携

学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や警察、地域等の関係諸機関と連携する。（「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」6 関係諸機関との連携参照）

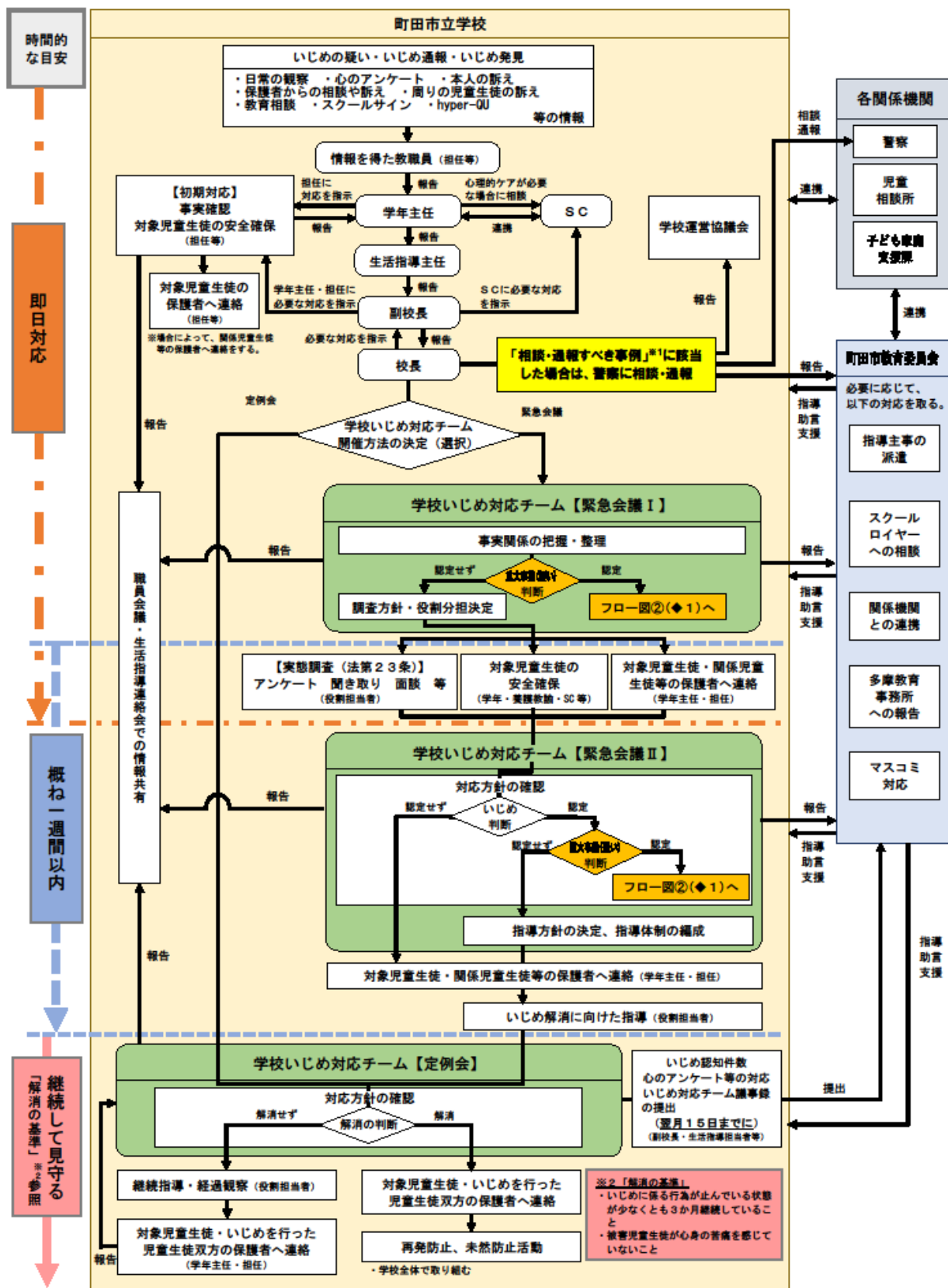
- ①いじめ対応サポートチーム（指導課）
- ②スクールソーシャルワーカー（指導課）
- ③まちだJUKU（教育センター）
- ④保護司、民生・児童委員
- ⑤町田警察署、八王子少年センター、八王子児童相談所
- ⑥学校サポートチーム
- ⑦町田市こども家庭支援センター

Ⅲ いじめ対応の具体的な取組と流れ

フロー図① いじめ事案発生時の対応の流れ

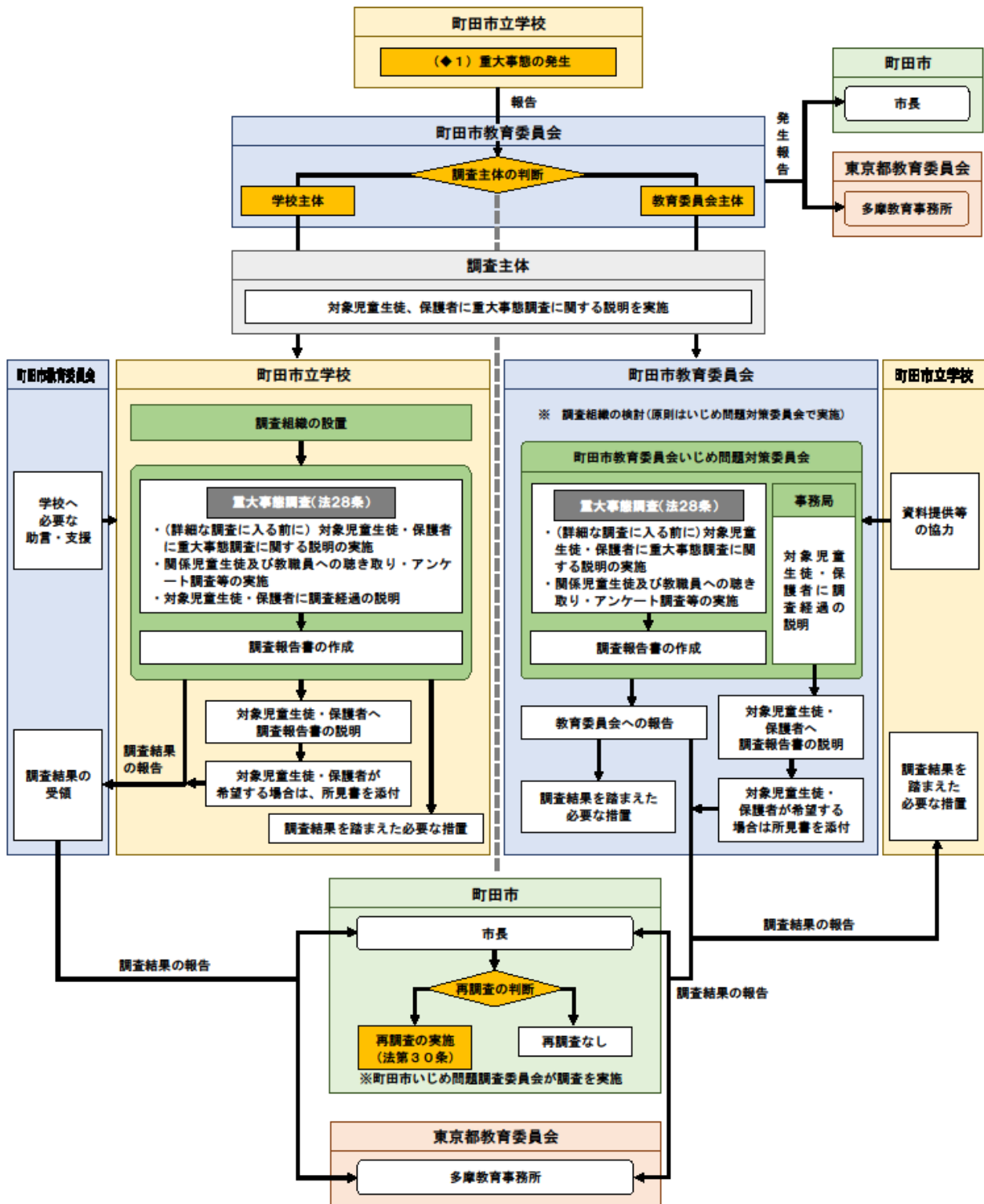
町田市教育委員会指導課

2025年3月版



※1 「相談・通報すべき事例」(令和5年2月7日付、4支社初集 2121 号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の取組について」(通知) 文部科学省)

いじめ ゲームや暴力をふりかざして、繰り返し児童生徒を脅かしたりけじめたりする。無理やりスポンを握がす。 いじめ 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で児童生徒を切り付けてけがをさせる。 いじめ 断れば危害を加えると言われ、性器や胸、お尻を触る。 いじめ 断れば危害を加えると言われ、現金を奪き上げる。オンラインゲームのアイテムを購入させる。 いじめ 断れば危害を加えると言われ、制服をカッターで切り裂く。 いじめ 夜間試しやゲームを称して、無理やり危険な行為や苦痛を感じる行為をさせる。 いじめ 本人の顔などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	自殺 児童生徒に対して「死ぬ」と言って脅し、その児童生徒が自殺を決定して自殺した。(自殺を企図した場合を含む) いじめ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に悪名を挙げ、身体的な特徴を指摘し、気持ち悪い、不潔など悪口を書く。 いじめ 児童生徒に対して、スマートフォンで自身の性器や下着などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自分のスマートフォンに送らせる。児童生徒の顔の写し、動画を友達一人に送って提供し、児童生徒の顔の写し、動画を SNS 上のグループに送って多数の者に提供し、友達から送られてきた児童生徒の顔の写し、動画を性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存する。 いじめ 児童生徒の顔の写し、動画をインターネット上に公開する。
--	---



【重大事態とは】(法28条)

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

【重大事態の発生に係る被害児童生徒・保護者からの申立てにより疑いが生じる場合】(いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版 P.14)

- 被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たる。

〇いじめが発見されたときの対応の流れ

初期対応の流れ	取 組
1 いじめの発見・認知 2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	○学級担任、教職員による観察 ○子ども・保護者の訴え ○「心のアンケート」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに生活指導主任、該当学年主任、校長・副校長に報告
3 事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明 ※ 訴えには、 「あなたを全力で守る」 「お子さんを全力あげて守る」と伝える。	○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の子ども、関係者からの聞き取り □話しやすい人や場所等の配慮 □複数の教職員で聞き取り □情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）
4 情報共有と共通理解及び校内体制の編成	○会議等で情報共有（指導・援助方針の共通理解、役割分担） ○スクールカウンセラーや教育委員会、スクールソーシャルワーカー等との連携
5 子どもへの指導及び保護者との連携	○被害者（いじめられた子ども）へ 徹底して味方になる。表面だけで判断せず支援を継続する。 ○加害者（いじめた子ども）へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。 ○観衆・傍観者（周りの子ども）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子どもとともに真剣に取り組む姿勢を示す。
6 関係諸機関との連携及び継続観察・状況確認	○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の子ども等について、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。

Ⅳ 南中学校「いじめ対応チーム」

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。「いじめ対応チーム」は月1回の定例会を開催し、いじめの未然防止、早期対応の取組を確認するとともに、必要に応じて臨時会を設定し、いじめの対応を行う。

また、このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

【構成】

校長	長谷川 智也	副校長	柳田 美穂
生活指導主任	馬場 裕大		
1年学年主任	吉澤 賢治	2年学年主任	池田 恵
3年学年主任	奈良 俊光		
養護教諭	藏口 暁美	教育相談担当	岡野 裕也
スクール・カウンセラー	梶本 浩史	スクール・カウンセラー	坂井 清香

【役割】

- ・いじめ対応チーム定例会の開催、緊急会の開催
- ・いじめの防止等に係る学校の年間活動計画（校内研修、いじめに関する授業、スクールカウンセラーによる全員面接、保護者会での説明、子どもの主体的な活動への支援等）の作成
- ・心のアンケートの実施後の情報共有、確認
- ・個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定する。
- ・子どもの様子で気になることがあったとき、子ども間でトラブルが発生した時など、教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。
- ・教員から、子どもの様子で気になることが報告された場合は、事実確認の方法を決定する。
- ・事実確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。
- ・いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議する。
- ・子どもに対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり相談に乗ったりする。
- ・全てのいじめの事例について、共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。

V 教員の研修計画

全ての教職員が、「いじめ」をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

実施月	内容
4月	・学校いじめ防止基本方針の理解、課題のある生徒や支援が必要な生徒を教職員が共通理解する生徒理解研修
9月	・いじめの定義および重大事態の定義について理解を深め、いじめの早期発見・早期対応についての再確認。
1月	・いじめによる事例研修、いじめを題材にした授業の指導力の向上を図る道徳授業推進研修

VI いじめを未然防止、早期解決するための授業計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、児童・生徒に対して以下の計画でいじめに関する授業を年3回必ず実施する。

学年	実施月	教科	内容・単元名など
1年	4月	学活	いじめを許さない風紀の醸成の全校指導
	7月	道徳	相互理解・寛容
	12月	道徳	公正・公平・社会正義
2年	4月	学活	いじめを許さない風紀の醸成の全校指導
	7月	道徳	相互理解・寛容
	12月	道徳	公正・公平・社会正義
3年	4月	学活	いじめを許さない風紀の醸成の全校指導
	7月	道徳	相互理解・寛容
	12月	道徳	公正・公平・社会正義